



第1条 (名称)

本スクールは「リバティヒルクラブ ゴルフスクール」と称します。

第2条 (所在地)

本スクールの所在地は東京都目黒区八雲3丁目26番6号とします。

第3条 (目的)

本スクールは会員のゴルフ技術向上並びに親睦を目的とします。

第4条 (入会)

本スクールに入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会申込書に記載されているスクール諸規則を了承の上、入会金、事務登録手数料、グループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金と共に提出する。

第5条 (入会金)

本スクールに入会を希望する者は、別に定める入会金を入会時に納めなければならない。

第6条 (事務登録手数料)

本スクールに入会を希望する者は、別に定める事務登録手数料を入会時に納めなければならない。

第7条 (グループレッスン料金、プライベートレッスン料金)

本スクールに入会を希望する者は、別に定めるグループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金の月4回・月3回・月2回のいずれかを選択し、入会時に納めなければならない。

第8条 (入会金・事務登録手数料・グループレッスン料金、および、プライベートレッスン料金の不返還)

納入された入会金・事務登録手数料・グループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金は如何なる理由があっても返還しない。

第9条 (会員証)

- 1、入会金・事務登録手数料・グループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金を納入した会員に対し会員証を発行する。
- 2、会員が本スクール施設を利用する際は、会員証を提示しなければならない。
- 3、会員証を他人に譲渡または、貸与することはできない。
- 4、会員証を紛失・汚損した場合は、再発行料2,200円(税込)にて受けることができる。

第10条 (契約期間)

本スクールの会員は、入会時より4ヶ月以上の在籍期間を必要とする。

第11条 (継続)

- 1、本スクールの会員は、入会時より4ヶ月以上経ち退会申請、承認がない限り、自動的に継続となる。
- 2、本スクールの会員は、グループレッスン、又は、プライベートレッスン受講者に限り、継続することができる。
- 3、本スクールに入会を希望する者は、別に定めるグループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金の月4回・月3回・月2回のいずれかより選択し、毎月納めなければならない。

第12条 (退会)

- 1、本スクール会員が自己都合により、退会する場合は退会届を提出しなければならない。
 - 2、退会届は、退会を希望する1ヶ月前の月末までに提出しなければならない。
 - 3、入会時より4ヶ月未満の退会申請は、承認されない。
- また退会された場合は、入会金、事務登録手数料、グループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金は返還しない。

第13条 (除名)

本スクール会員が次の項に該当するときは、除名することができる。

- 1、本スクールの諸規則に違反したとき。
 - 2、本スクールの名誉を毀損し、その他品位を汚す行為があったとき。
- また除名された場合は、入会金、事務登録手数料、グループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金は返還しない。

第14条 (会員の義務)

- 1、会員は、当スクールの規約を厳守し、ゴルフレンジ使用マナーを守り、会員相互の親睦に務めなければならない。
- 2、会員以外の者をゴルフレンジ内に立入らせてはならない。

第15条(利用およびレッスン日時)

- 1、会員は、別に定められた曜日、時間帯に本スクールの施設を利用することができる。
- 2、グループレッスン受講者は、プライベートレッスンおよびフリー打席を利用することができる。
- 3、プライベートレッスン受講者は、グループレッスンおよびフリー打席を利用することができる。

第16条(休業日)

本スクールは定期休暇以外に施設点検、補修等の必要から休業することがある。

第17条(盗難・障害・事故等)

- 1、本スクール施設内で発生した盗難については、本スクールは損害賠償責任を一切負わないものとする。
- 2、本スクール施設を利用中に生じた事故によって傷害を受けた場合、応急措置を施すが、その事故が本スクール側の故意または重大な過失による場合を除き、本スクールは一切の賠償責任を負わない。

第18条(ビジター)

本スクールは、会員の紹介または本スクールの許可を受けた者に限り別に定めるビジター料金5,500円(税込)を納めたうえで、当クラブの施設を利用することができる。また、フリー打席に限りゴルフスクール会員使用することができる。尚、会員がビジターを紹介した場合には、ビジターの責任を一切負うものとする。

第19条(規約の改正)

本スクールは、必要に応じて本規約を改定することができる。

第20条(発効)

本規約は、2020年2月1日より発効する。
(2021年6月30日一部改訂)

ゴルフスクール入会時・レッスン受講時の留意事項

《入会時》

- ・ 所定の入会申込書に必要事項をご記入の上、入会金、事務登録手数料、グループレッスン料金、又は、プライベートレッスン料金を添えて、お申し込みください。
- ・ 入会時にグループレッスン、又は、プライベートレッスン月4回、月3回、月2回のいずれかをお選びください。
- ・ 入会資格期間は、入会時より4ヶ月以上の登録・在籍が必要です。
- ・ グループレッスン、又は、プライベートレッスン受講回数変更をご希望される場合、2ヶ月前迄の申請が必要です。

《レッスン時》

- ・ レッスンをお受けになる時は、会員証をフロントにご提示ください。
- ・ レッスンをお受けになる時は、フロントにて打席番号をご確認ください。
- ・ お帰りの際はフロントにて会員証をお受け取りください。
- ・ 会員証をお忘れになった方、紛失された方はフロントまでお申し出ください。
会員証の再発行は2,200(税込)がかかります。
- ・ レッスン中に発生した事故につきましては、必要な応急措置はいたしますが、事故の責任は一切負いかねますのでご了承ください。
- ・ グループレッスンの受講者がお一人の場合、レッスンの実施時間は最大25分迄とし、残りは自主練習時間とさせていただきます。

《振替レッスン》

- ・ 欠席される際は、レッスン開始時間の30分前までにご連絡ください。ご連絡がない場合は出席扱いとなり振替受講ができません。
- ・ 振替は翌月迄に限り、グループレッスン、又は、プライベートレッスン月4回の方は4回迄、月3回の方は3回迄、月2回の方は2回迄振替ができます。
- ・ 振替の変更およびキャンセルは前日迄にご連絡ください。ご連絡がない場合は出席扱いとなります。
- ・ 翌月迄に振替受講ができなかった場合は無効となります。

《禁止事項》

- ・ 打席以外での素振り
- ・ レッスン受講者以外の打席への立ち入り
- ・ 打席マット、設備の勝手な移動
- ・ 本スクールインストラクター以外の方によるレッスン
- ・ 酒に酔っている方のゴルフフレンジの立ち入り
- ・ 他の利用者、レッスン受講者への迷惑行為・勧誘
- ・ 予約時間を超えてのゴルフフレンジの利用